

平成31年度事業実施計画

一昨年度、「(公社) 栃木県産業廃棄物協会」から「(公社) 栃木県産業資源循環協会」に名称を変更し、昨年度は、従来の廃棄物処理から産業資源循環へと大きく舵を切った実質上の初年度となる年でありました。

当協会の上部団体である「(公社) 全国産業廃棄物連合会」も平成30年4月1日に、当協会と同様に「(公社) 全国産業資源循環連合会」と名称を変更しました。今後、全国の多くの協会が同様の名称に変わっていくことと思います。

平成31年度は、当協会が改正法人法に基づく公益社団法人に移行して8事業年度目となりますが、廃棄物処理から資源循環への定着を図るため、様々な研修会などを実施するとともに、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者が実施する処理状況確認等を支援、助言する廃棄物処理アドバイザー事業を新規に立ち上げ、併せて適正処理も促進して参ります。

循環型社会の中心的な担い手であるとの自覚を持ち、産業廃棄物処理業界の更なる発展と社会的地位の向上を目指して、産業廃棄物の適正処理推進、資源生産性の向上や普及啓発・情報提供など公益のための事業はもとより、行政や全国産業資源循環連合会との連携や人材育成を図るための事業など共益的な事業についても積極的に推進してまいります。

具体的な事業は、次のとおりです。

I 【公益目的事業】

1 適正処理推進事業

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理のために廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票の正しい使用方法等の普及啓発を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が作成した管理票を広く排出事業者や産業廃棄物処理業者等に頒布する。

(2) 排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

産業廃棄物に関する県民等からの相談に指導・助言するとともに、排出事業者からの処理業者の問い合わせに対し、適正処理を行う会員等を紹介する。

(3) 廃棄物処理アドバイザー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う。

(4) 産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会等関係機関と連携して、産業廃棄物の適正処理やリサイクル等に関する調査研究を行う。

(5) 不法投棄・不適正処理防止対策の推進

平成17年7月に栃木県と締結した「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、会員の収集・運搬業務等を通じ、不法投棄等を発見した場合は速やかに関係機関に通報し早期解決を図る。また、県等が行う不法投棄防止キャンペーンへ参加する。

(6) 災害廃棄物処理支援事業

平成20年3月に栃木県と締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」に基づき、栃木県等関係機関の要請に応じ、地震や風水雪害等の災害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に支援・協力する。

2 研修事業

(1) 産業廃棄物の適正処理等に係る実務者研修

産業廃棄物処理業者や排出事業者等を対象に産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会を実施する。

(2) 産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等と当協会との共催により排出事業者や処理業者を対象とした産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修会を実施する。

(3) 労働安全衛生に関する研修

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るための研修会を実施する。

(4) トップセミナー

廃棄物処理業者（特に経営者層）の資質向上を目的に、これからの産業廃棄物処理に関わる環境の変化や社会的ニーズに応じた経営戦略等に関する研修会を実施する。

3 普及啓発・情報提供事業

(1) 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県、公益財団法人栃木県環境保全公社と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解と信頼を深めるため、「ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業」をはじめとした啓発事業を行う。

(2) 協会だよりの発行

協会機関誌である「協会だより」を毎月1回発行するとともに、ホームページにも掲載し、産業廃棄物行政や協会の活動状況等各種情報を提供する。

(3) ホームページの運営

行政、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報や会員情報の充実を図りながら、情報発信のツールであるホームページを積極的に活用する。

4 栃木県環境保全緊急対策基金事業

当該事業は、産業廃棄物の不法投棄が発生した際に、不法投棄者以外の者が行う必要があると認められる不法投棄物の撤去支援、不法投棄物の飛散流失の防止、不法投棄の拡大防止等の措置を講じることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全緊急対策基金運営・実施要領」に基づき、適切に事業を執行する。

Ⅱ 【共益事業等】

1 組織強化事業

(1) 新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、協会未加入許可業者に対しパンフレットを配布する他、各種講習会等の場を活用して加入勧誘するなど、新規会員の加入促進に努める。

(2) 会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項等の情報を取りまとめた名簿を作成し、会員及び関係機関に配布する。

2 意識啓発向上事業

(1) 表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献した個人及び事業所に対し、協会長表彰を行うほか、行政や上部団体が行う表彰事業に協会員を推薦する。

(2) 優良産業廃棄物処理施設等の視察

産業廃棄物処理施設の最新の情報等を収集するため、県内外の優良産業廃棄物処理施設の視察研修を行う。

(3) 暴力団等反社会的勢力排除のための講習会

産業廃棄物処理業界から暴力団等反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への不当要求の実態と対策等に関する講習会を行う。

(4) 産廃手帳の配布

日々の産業廃棄物処理業務に活用するため、公益社団法人全国産業資源循環連合会が発行する手帳を希望する会員に配布する。

(5) 行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や指導通知等の情報を速やかに会員に通知し、会員の資質向上に努める。

(6) 許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象会員に対し許可更新の通知を行う。

3 他団体との交流・協力事業

(1) 行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行う。

(2) 排出事業者（団体）との意見交換会

産業廃棄物の処理に関する諸課題について、排出事業者と処理業者がお互いに認識を深め、適正処理を推進するための意見交換を行う。

(3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的

に参加し、行政や関係団体との連携を深める。

(4) 許可申請に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施協力機関として必要な協力業務を行う。

4 栃木県環境保全対策基金事業

当該事業は、会員の産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対して補償を行う制度を確立し、もって県民の安全な生活を確保と環境の保全に寄与することを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全対策基金運営規程」に基づき、適切に事業を執行する。

Ⅲ 【管理事業】

1 総会・理事会等の開催

総会、理事会、三役会、各委員会及び各部会において協会の運営や諸課題について活発な議論を行い、協会を適切に運営していく。

- (1) 定時社員総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 三役会の開催
- (4) 委員会及び部会の開催
- (5) 交流会
- (6) その他

① 栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産である「日光杉並木」保護のため、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附を行う。